社会福祉法人　長井福祉会

# 在宅介護支援センター慈光園

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（長井市指定　第０６７１５０００５６号）

当事業所は利用者（契約者）に対して指定居宅介護支援のサービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

あなたに対する居宅介護支援の提供に当たり、平成３０年長井市条例第２号第７条に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業の目的及び運営の方針

（１）　事業の目的

社会福祉法人長井福祉会が開設する「在宅介護支援センター慈光園」指定居宅介護支事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

（２）　運営の方針

①　事業所の介護支援専門員は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

③　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

④　事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

２　介護支援専門員の勤務の体制

| 区　分 | 勤務形態 | 員数 | 職務内容 |
|---|---|---|---|
| 管理者<br>主任介護支援専門員 | 常勤兼務 | １名 | 従業者の管理及び業務管理<br>居宅サービス計画の作成及び必要な調整 |
| 介護支援専門員 | 常勤専従 | ３名以上 | 居宅サービス計画の作成及び必要な調整 |
| 勤務時間 | 常勤：午前８時３０分から午後５時３０分 | | |

３　営業日及び営業時間

| | |
|---|---|
| 営業日 | 原則月曜日から金曜日　ただし、法人の定めた休日を除く |
| 営業時間 | 午前８時３０分から午後５時３０分 |

＊緊急連絡電話　　０２３８－８８－２７１１

特定事業所加算取得の為、２４時間連絡できる体制を確保しています。

４　居宅介護支援の提供方法及び内容

指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとします。

（１）①　相談を受ける場所　利用者の居宅、当該事業所の相談室等

②　課題分析方式の種類　居宅サービス計画ガイドライン

③　サービス担当者会議の開催場所　利用者の居宅等

（２）事業所は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し運営規程の概要その他、利用申込者のサービスの選択に

資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

（３）事業所は指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等の説明を行い理解を得ます。また、居宅サービス計画の作成にあたり、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

（４）事業所は指定居宅介護支援の提供に際し、前６か月間に作成した居宅サービス計画において、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業者によって提供された割合の説明をいたします（別紙のとおり）。

＊指定居宅介護支援の内容は次のとおりとします。

（１）要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等から依頼を受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

（２）居宅サービス計画に基づいて指定居宅サービス等の提供が確保されるよう事業者等と連絡調整を行い、また要介護者が施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

（３）介護サービスを提供するにあたり、必要となる情報を医療機関と共有します。また、医療機関への入院が発生した場合、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えていただくようお願いいたします。

５　利用料金

（１）利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、１ヶ月あたり要介護度に応じて次の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日長井市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

| 要介護１～２ | 要介護３～５ |
|---|---|
| １０,８６０円 | １４,１１０円 |

※介護支援専門員１人当たりの取扱件数が４５未満の場合

＜加算＞

① 初回加算：新規に居宅サービスを計画又は要介護状態区分が２段階以上の変更認定を受けた場合３，０００円／月を加算。

② 入院時情報連携加算（Ⅰ）：利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報を提供した場合２，５００円／月を加算。

③ 入院時情報連携加算（Ⅱ）：利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報を提供した場合２，０００円／月を加算。

④ 退院・退所加算：退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。※入院期間中に３回まで算定可能。

| | カンファレンス参加 無 | カンファレンス参加 有 |
|---|---|---|
| 連携１回 | ４,５００円 | ６,０００円 |
| 連携２回 | ６,０００円 | ７,５００円 |
| 連携３回 | | ９,０００円 |

⑤ 緊急時等居宅カンファレンス加算：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合２，０００円／月を加算。※１月に２回を限度として算定。

⑥ 特定事業所加算（Ⅱ）：常勤専従の主任介護支援専門員が１名以上、常勤専従の介護支援専門員が３名以上配置されているなどの算定要件が満たしている場合４，２１０円／月を加算。

⑦ ターミナルケアマネジメント加算：在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上居宅を訪問し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に情報提供した場合４，０００円／月を加算。

⑧ 通院時情報連携加算：利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合５００円／月を算定。※利用者１人につき、１月に１回の算定を限度とする。

（２）その他の料金

・交通費

当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が利用者を訪問するための交通費の実費が必要です。

尚、自動車を使用した場合、１Ｋｍにつき５０円を頂きます。

６　通常の事業の実施地域

長井市

７　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

８　秘密の保持について

①　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

②　従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

９　虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。

②　虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。

③　従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待の防止のための対策を検討する委員会にて協議し、その内容について、従業者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

⑤　上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

１０　サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、次のところで承ります。

| | |
|---|---|
| 苦情解決責任者 | 園　　長　皆川　善典 |
| 苦情受付担当者 | 支援部長　佐々木　孝 |
| 電話番号･ファックス | 電話　　０２３８－８８－２７１１<br>ファックス　０２３８－８８－２７１２ |
| 受付時間 | 午前９時から午後５時　　土日、祝日を除く |
| 第三者委員 | 目黒　祐子（評議員）電話　０２３８－８４―０７６３<br>横澤　寿彦（評議員）電話　０２３８－８４－３５７３ |
| その他 | 長井市福祉あんしん課　０２３８―８２－８０１１ |
| | 山形県国民健康保険団体連合会　０２３７―８７－８００６ |

１１　当事業所の概要

| | |
|---|---|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人　長井福祉会 |
| 代表者役職・氏名 | 理事長　豊野　充 |
| 所在地 | 〒９９３－００１４<br>山形県長井市小出３４５３番地<br>電話　０２３８－８８－２７１１ |

令和　　年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。 | | | |
| 事業者 | 所在地 | 〒９９３－００１４<br>山形県長井市小出３４５３番地 | |
| | 名　称 | 在宅介護支援センター慈光園 | |
| | 説明者 | 所　属<br>氏　名 | 在宅介護支援センター慈光園<br>㊞ |

| | | |
|---|---|---|
| 私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。 | | |
| 利用者 | 住　所 | 〒 |
| | 氏　名 | ㊞ |
| 代理人 | 住　所 | 〒 |
| | 氏　名 | ㊞<br>（続柄　　） |